

発議案第1号

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進  
を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1  
項の規定により提出します。

令和6年3月8日

八千代市議会議長 林 隆文 様

提出者	八千代市議会議員	末 永 隆
賛成者	八千代市議会議員	嵐 芳 隆
	同	大 塚 裕 介
	同	山 口 勇

## 提案理由

国に対し、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書

我が国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会形成推進基本法を2000年に制定し、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献し得るものである。

実際に地域におけるサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める地方自治体が現れており、地域特性や産業をいかした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源の活用によるエネルギー自給率の向上、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、地方自治体主導のサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域におけるサーキュラーエコノミーを推進することは、地域の課題の解決とともに、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。

よって、本市議会は国に対し、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進のため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く求めるものである。

### 記

- 1 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
- 2 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー

回収の高度化等を推進するとともに、地方自治体、住民、民間企業等の協働による地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。

- 3 製品の長期使用やリユース製品の積極的な使用といったライフスタイルに係る地域住民、消費者の意識変革や行動変容を促すモバイルアプリ等を活用した新たなサービスの創出等、地方自治体と民間企業の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

八千代市議会

提出先

経 済 産 業 大 臣 様  
環 境 大 臣 様